

## **第 5 部 大規模事故等応急対策**

## 第1章 計画の目的と対象

国立市では、木造家屋が集積する市街地が広がる一方、幹線道路や鉄道、高速道路が存在し、上空では米軍や自衛隊の航空機が頻繁に通過している。

これらの施設等において大規模な事故が発生した場合には、市民に多数の負傷者等の被害が発生し、市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される。

これらの事故は、原則として原因者が応急措置を行い、救助救急活動については消防機関等が行うこととなるが、市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される場合には、本市においても情報収集や避難活動等を行い、事故の影響を最小限に食い止める必要がある。

### 第1節 目的

大規模事故、危険物事故、大規模火災、その他の原因により、市民生活に重大な被害を及ぼす事態（以下「大規模事故等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害状況を把握し、災害の周辺地域への拡大防止を図り、市民の避難誘導や救援活動等を実施することにより市民の生命と財産を確保することを目的とする。

### 第2節 計画の対象

対象とする大規模事故等は次のとおりである。

計画の対象となる大規模事故等が、仮にテロ行為等によって引き起こされた事象の場合は、国立市国民保護計画（平成25（2013）年5月）による対応となるが、特に初動対応においては、人身の安全を確保する目的から対応することとする。

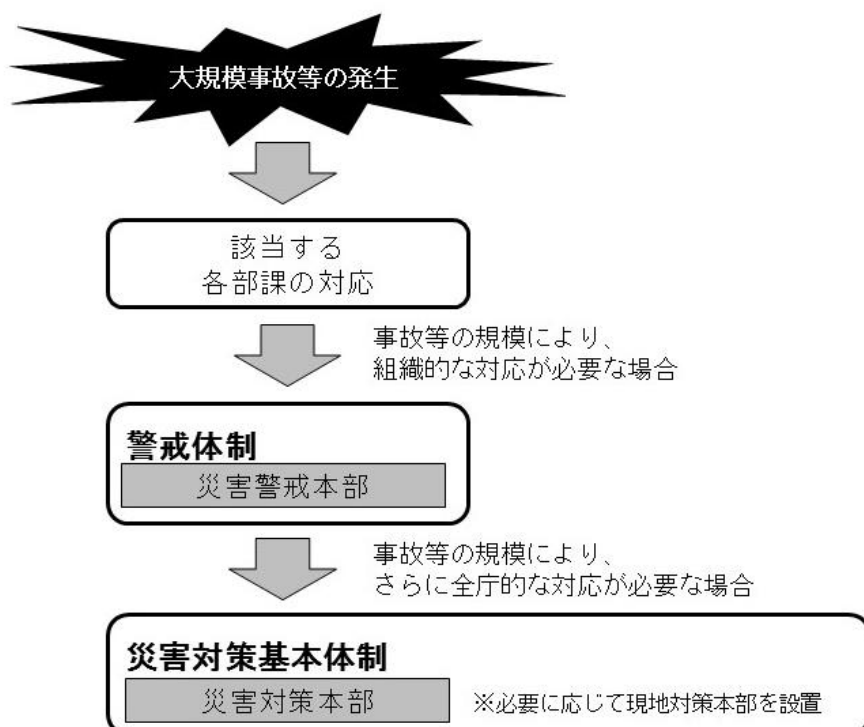
- (1) 大規模事故
  - ・ 鉄道事故
  - ・ 航空機事故
  - ・ 道路・橋りょう事故
  - ・ 危険物事故
  - ・ 大規模火災
- (2) 火山災害
- (3) 原子力災害
- (4) その他市民生活に重大な被害を及ぼす事態

## 第2章 危機管理体制

非常時の危機管理体制は、該当する各部課の対応を踏まえ、事故の規模等により「警戒体制」、あるいは市本部の設置に基づく「災害対策基本体制」を配備する。また、市本部は、大規模事故等の状況に応じて、現地対策本部を設置して情報収集するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、大規模事故等の対応について、特に記載のない事項は、「第3部 震災応急復旧計画」を準用する。

### ■活動体制配備の流れ



## 第3章 大規模事故応急活動業務

本章は、大規模事故における市及び関係機関が実施する応急活動の基本的事項を定めたものである。

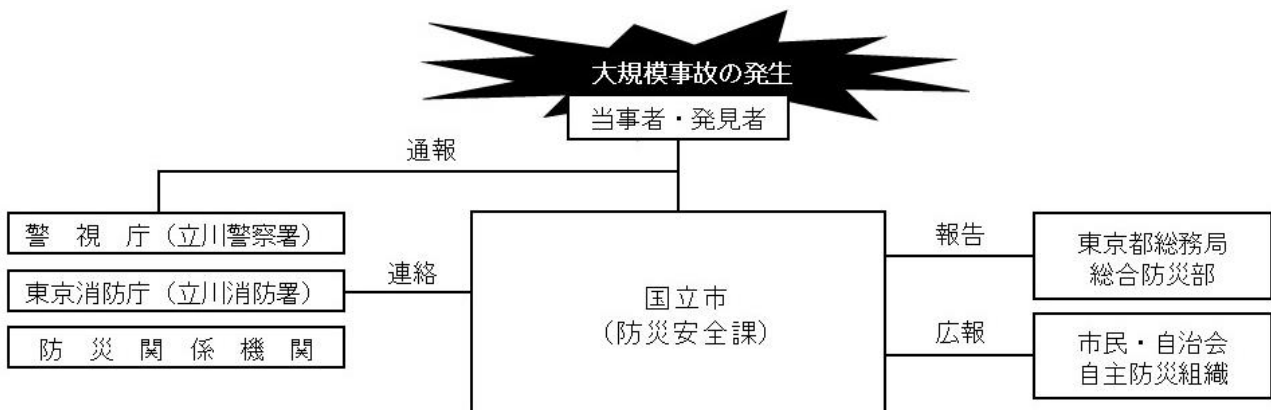
### 第1節 情報連絡体制

#### 1. 情報連絡（防災安全課）

##### (1) 大規模事故の連絡体制（共通）

大規模事故が発生した場合、防災関係機関等との連絡体制を整えるとともに、市民に対して必要な情報提供を行う。

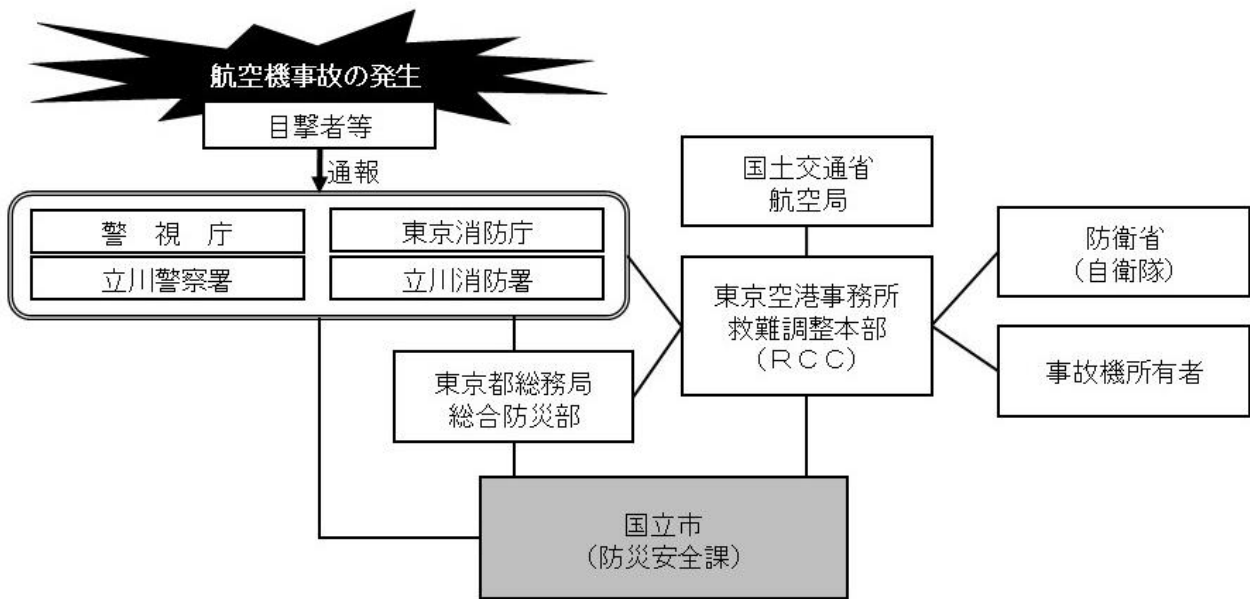
市民への広報市民への広報手段としては、防災無線、広報車、市ホームページ、くにたちメール配信、国立市公式 SNS、広報紙、報道機関、ジェイコム東京、エフエム立川等への放送依頼等を用いる。



※休日、夜間の場合は、守衛室を経由して防災安全課長に情報連絡する。

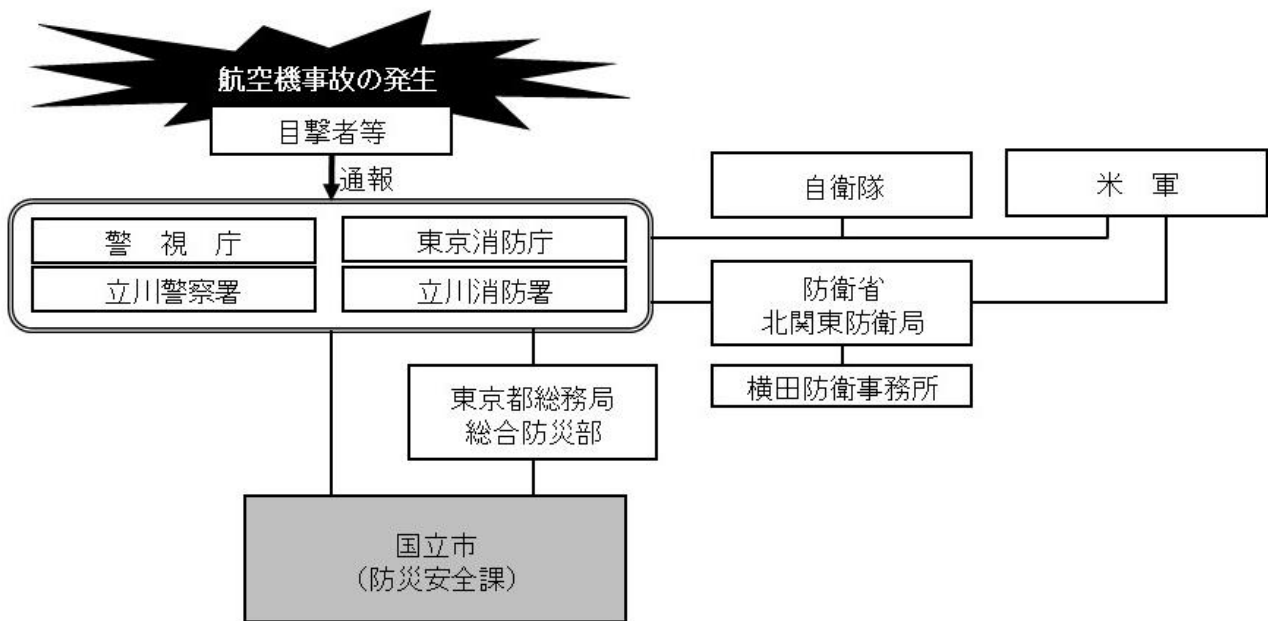
(2) 航空機事故の連絡体制

① 民間航空機事故の場合



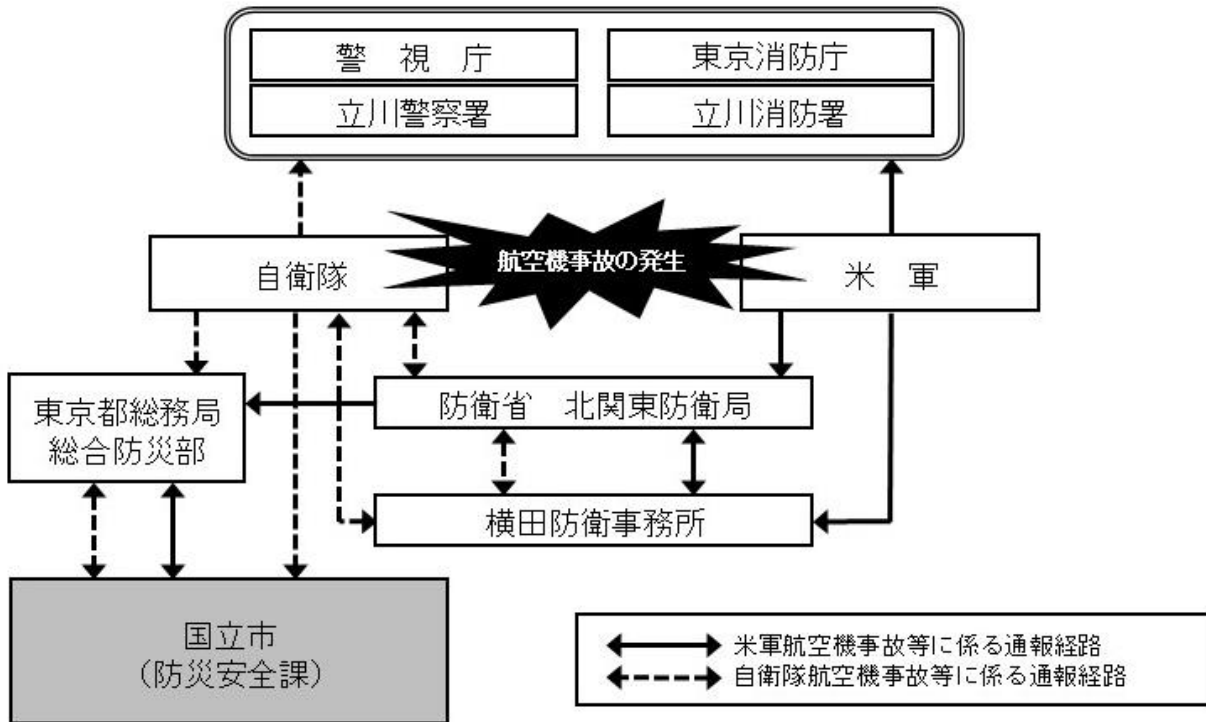
② 自衛隊機又は米軍機事故の場合

【目撃者等からの通報経路】



出典：「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」（北関東防衛局）

【自衛隊又は米軍からの通報経路】



出典：「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」（北関東防衛局）

2. 避難情報の発令（防災安全課）

市長（本部長）は、警察署長及び消防署長と協議の上、避難所及び避難所候補施設等から避難先を定めて行う。

<b>避難情報発令の基準</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①火災が拡大するおそれがあるとき</li> <li>②爆発のおそれがあるとき</li> <li>③危険物、高圧ガス等の流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき</li> <li>④その他、市民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき</li> </ul>
------------------	--

3. 警戒区域の指定（防災安全課）

市長（本部長）は、特に必要があるときは警戒区域を指定し、災害応急対策従事者以外に対して立ち入りを制限若しくは禁止し、当該区域からの退去を命ずる。

4. 避難情報の伝達と避難者の誘導（市民課）

市民課は、広報車、くにたちメール配信、国立市公式 SNS 等により避難情報の伝達と避難誘導を行う。

## 第2節 避難対策

### 1. 避難誘導（生涯学習課）

生涯学習課は、市民課と協力して避難所へ避難者を誘導する。

### 2. 避難所の開設

指定参集職員は、市長（本部長）が定めた避難所の開設を行う。

### 3. 避難所の運営（教育指導支援課、図書館）

教育指導支援課及び図書館は、子ども家庭部の支援を受け、避難所を運営する。

## 第3節 消防団

消防団は、次の活動にあたる。

- ア 被災情報の収集と伝達
- イ 消防署隊と連携して消火活動、避難路防護活動
- ウ 市民等の救出活動と負傷者に対する応急処置
- エ 住民への避難情報の伝達、避難路の安全確保、避難所の防護

## 第4章 火山災害応急活動業務

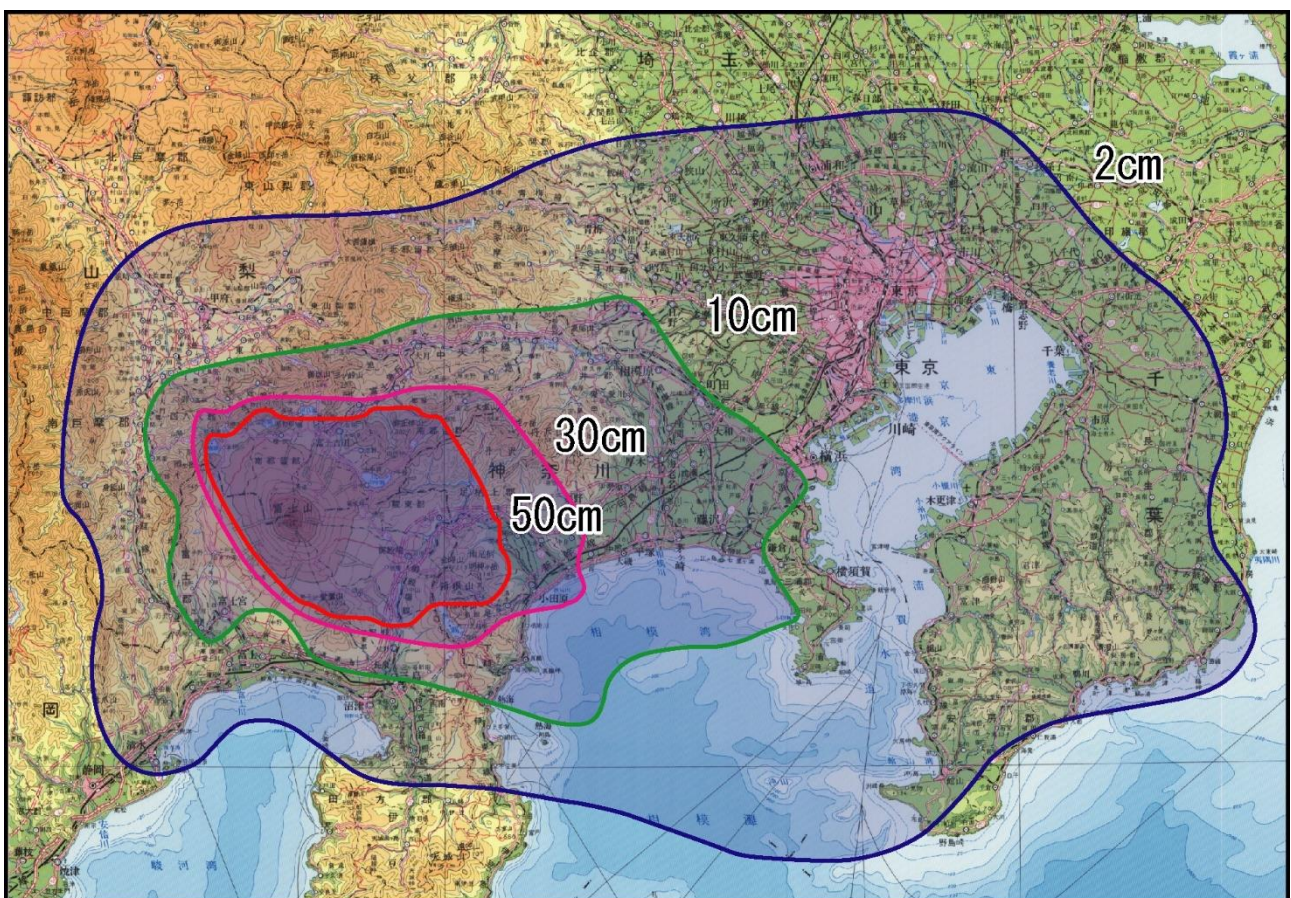
火山噴火予知連絡会では、今後 100 年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として 47 火山を選定している。このうち、本市に被害を及ぼす火山としては富士山、箱根山がある。本市までは距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることは無いが、広範囲な降灰被害が予想されるため、関係機関と連携して降灰対策を中心として応急活動を実施する。

なお、本章で特に記載のない事項は、「第3部 震災応急復旧計画」を準用する。

### 第1節 情報連絡体制

防災安全課は、気象庁の発表する情報を収集する。特に、降灰については降灰予報及び風向等の情報を中心に収集する。

#### 【富士山防災マップ（降灰マップ）】

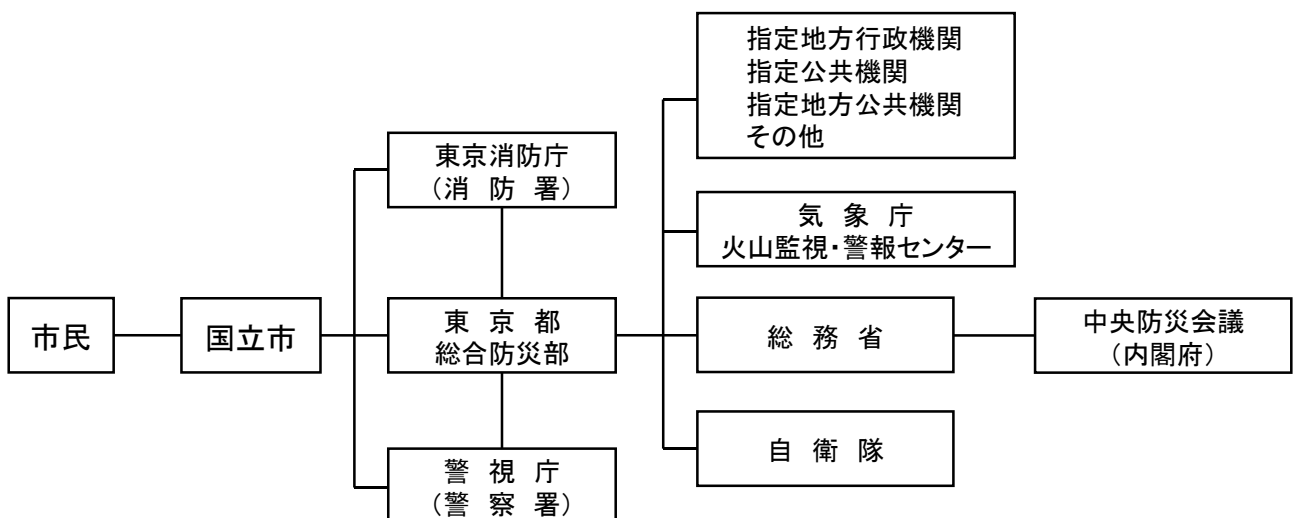




【降灰予報の種類と内容】

種類	内容
降灰予報 (定時)	①噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表 ②18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (速報)	①噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表 ②降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 ③降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 ④事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表 ⑤噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (詳細)	①噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表 ②降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 ③降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 ④降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表 ⑤噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

【噴火降灰対策における情報連絡経路】



### 【降灰調査項目】

- 降灰の有無・堆積の状況
- 時刻・降灰の強さ
- 構成粒子の大きさ
- 構成粒子の種類・特徴等
- 堆積物の採取
- 写真撮影
- 降灰量・降灰の厚さ（可能な限り）
- 構成粒子の大きさ（詳細）

### 【降灰の強さ】

階級	解説
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確にわかり、10～20分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため山は見え、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度

## 第2節 広報活動

市長室は、市ホームページ、広報車、くにたちメール配信、国立市公式 SNS 等を活用して、市民に対する降灰予想や注意喚起等の情報提供を行う。

## 第3節 健康相談

健康まちづくり戦略室は、都及び医療機関と連携して、状況に応じて健康相談等を実施する。

## 第4節 降灰対策

### 1. 火山灰の収集・運搬（ごみ減量課）

- 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行う。
- 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないよう努める。
- 宅地等に降った火山灰の運搬は、市が行う。
- 収集した火山灰の処分は、国、都の検討を踏まえて市が実施する。

### 2. 道路施設の応急復旧（道路交通課）

降灰により、道路施設が被害を受けた場合、速やかに被害調査を実施し、関係機関に周知するとともに復旧を図る。

### 3. 下水道施設の応急復旧（下水道課）

降灰時においては、被害状況を把握し、都の技術支援等を受けながら汚水、雨水の疎通に支障のないよう対策を講じる。

### 4. 農地等の降灰除去（南部地域まちづくり課）

都及び東京みどり農業協同組合等と連携し次の活動を行う。

- 降灰予報を踏まえた指導を実施
- 土壌改良の指導及び代替作物の選定
- 除灰作業の指導

## 第5章 原子力災害応急活動業務

都内には、原子力施設が存在せず、東京都の地域は、国の原子力規制委員会が策定した「原子力災害対策指針」における「原子力災害対策重点区域」に含まれていない。このため、国内の原子力施設において原子力緊急事態が発生した場合でも、市民の避難等の対応を迫られるものではない。しかし、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故では、東京においても様々な影響を受けた。このことから、原子力災害に関する適切な情報を市民に周知することで、市民の混乱防止や市民生活の安心・安全を図る活動を行う。

なお、放射線等使用施設及び核燃料物質輸送車両に事故が起きた際は本計画を準用する。また、本章で特に記載のない事項は、「第3部 震災応急復旧計画」を準用する。

### 第1節 情報連絡体制

防災安全課は、都、国、関係機関から事故発生時や放射線量の測定情報及び拡散予測等の必要な情報を収集するとともに、都や国、関係機関との情報連絡体制を確立する。

また、防災行政無線による市民への情報提供を行う。

### 第2節 広報活動

市長室は、市ホームページ、広報車、くにたちメール配信、国立市公式 SNS 等により、市民の不安の解消や市民生活の混乱防止等に係る情報提供を行う。

### 第3節 放射線測定等

環境政策課は、都と連携し、主要な公共施設等における環境放射線量等を測定し、市民に情報提供する。

### 第4節 健康被害対策

健康まちづくり戦略室は、原子力災害時における市民の健康不安に対応するため、必要に応じて健康相談に関する窓口を設置するとともに、保健所等に外部被ばく線量の測定を要請する。